

三豊市監査委員告示 第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき工事監査（随時）を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2年 3月13日

三豊市監査委員 片桐 正文
三豊市監査委員 三宅 静雄

令和元年度

工事監査（随時）結果報告書

三豊市監査委員

三 監 第 1 4 0 号
令和 2年 3月12日

三 豊 市 長 山 下 昭 史 様
三豊市議会議長 為 広 員 史 様

三豊市監査委員 片 桐 正 文
三豊市監査委員 三 宅 静 雄

令和元年度工事監査（随時）結果について

地方自治法第199条第5項の規定により工事監査（随時）を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり提出する。

第1 監査対象工事及び期間

・監査対象工事

No.	所管部課名	工 事 名	契約金額 (円)	請負業者	工 期
①	建設経済部 建設港湾課	令和元年度社会資本整備総合交付金事業市道我久1号線道路改築工事(第1工区)	21,027,600	(株)安藤建設	R1.6.13～ R1.12.13
②	建設経済部 建設港湾課	令和元年度社会資本整備総合交付金事業市道我久1号線道路改築工事(第2工区)	30,412,800	(株)安藤工業	R1.6.13～ R2.2.28
③	建設経済部 建設港湾課	令和元年度急傾斜地崩壊防止対策事業 鳥突地区工事	20,691,000	(株)片桐興業	R1.7.25～ R2.2.14
④	建設経済部 土地改良課	平成30年7月豪雨災害復旧事業 鳥突上池地区ため池復旧工事	13,299,900	(株)片桐興業	H30.12.26 ～R1.11.29
⑤	建設経済部 土地改良課	平成30年7月豪雨災害復旧事業 鳥突上池地区ため池復旧工事付帯工事	1,705,000	(株)片桐興業	R1.5.7～ R1.11.29
⑥	建設経済部 土地改良課	平成30年7月豪雨災害復旧事業 大正池地区ため池復旧工事	8,625,100	(株)広立	R1.10.10～ R2.2.28
⑦	建設経済部 建築住宅課	令和元年度三豊市市営住宅宮尾団地(G・H・I・J棟)外壁改修その他工事	22,643,500	(株)谷川工務店	R1.9.12～ R2.1.10

※ 実地監査は、全監査対象工事で実施。

・監査期間 令和2年1月10日から令和2年2月7日まで

第2 監査の方法

本年度は、令和元年度において施工した建設工事のうち、建設経済部の関係所管課施工の工事を監査対象とし、契約金額が130万円以上のものから7件を抽出した。これらの工事の設計、仕様、積算、契約、施工、監督が適切かつ効率的に執行されているかどうか、また、検査が速やかに執行されているか等を主眼とし、監査対象工事の所管課から、それぞれ該当書類の提出を求め、予め書類審査を実施し、設計書から入札、契約、完成図書等までの説明を聴取した。

また、実地監査においては、対象工事7件全ての竣工又は工事中の状況の確認等を行うため、関係職員等の立会いを求め、現地で説明を聴取した。

第3 監査の結果

工事請負の関係書類について、三豊市工事請負契約約款、三豊市建設工事執行規則に沿った書類整備に一部課題を残すものがあった。また、工事現場の施工状況については設計図書に基づきおおむね良好に執行されていた。

なお、監査執行過程において指導した軽易な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意していただきたい。今後とも、工事の施工にあたっては、法令等を遵守し、厳正かつ適切な執行に努めていただきたい。

【意見】

○ 提出書類の確認について（共通）

受注者から提出された書類について、押印漏れ、記載漏れの書類が散見された。市の発注工事である以上、竣工までの一連の書類については、所属部署において十分に確認していただきたい。

○ 工事写真の適正な表示について（建築住宅課）

工事過程における段階ごとの写真であるが、一部において写真の添付がない箇所が見受けられた。平成31年版公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1章2節4工事の記録（4）及び（5）の規定に基づき、工事の施工が適切に行われた状況を明確かつ適正に表記していただきたい。

○ 書類の適正な記載について（土地改良課）

公共工事の実施にあたり、関係書類の記入誤りや施工途中で市と受注者が臨場して実施した段階確認の書類に、一部不適正な記載があった。段階確認は、工事の適正な履行と品質確保のために実施するものであることに鑑み、適正な記載をするよう監督・指導に努めていただきたい。

○ 提出書類の確認について（建設港湾課）

工事の受注者から提出された過積載管理表の一部に記入の誤りがあった。適正な工事であることを裏付ける資料の一部であることから、提出された資料の入念な確認及び監督・指導に努めていただきたい。